

ピープルファースト大会全国実行委員会 会則

第1条 (名称)

- 1, この会の名前を「ピープルファースト大会全国実行委員会」といいます。

第2条 (目的)

- 1, この会は、「わたしたちは『しょうがいしゃ』である前に人間です」という、ピープルファーストの考え方を広めるための全国大会を、企画・運営することを目的とします。

第3条 (事務局)

- 1, この会の「事務局」は、ピープルファーストジャパンの全国委員会事務局におきます。
- 2, この会の「現地事務局」は、全国大会の開催地におきます。現地事務局は、開催地で話し合っ^きて決めます。

第4条 (組織)

- 1, この会は、ピープルファーストジャパンの活動として、運営されます。
- 2, この会は、ピープルファーストジャパンの正会員が委員となり組織されます。
- 3, この会は、年度ごとに、新しく委員が組織されます。
- 4, この会の年度は、大会の第1回目の実行委員会から、次の大会の第1回目の実行委員会の前日までとします。

だい じょう やくいん
第 5 条 (役員)

1, この会では、次の役員をおきます。

じっこういいんちょう めい
実行委員長 1名

ふくじっこういいんちょう めい
副実行委員長 2名

じむきょくちょう めい
事務局長 1名

2, 実行委員長・副実行委員長 1名・事務局長は現地事務局で話し合
って選びます。副実行委員長 1名は、前の大会の現地事務局から
めいえら
1名選びます。

だい じょう かいぎ
第 6 条 (会議)

1, この会の会議は次のように開きます。

かげつ いちかい ひら
(1) 2ヶ月に一回、開きます。

その た ひつよう かいぎ ひら
(2) その他必要なときに、会議を開くことができます。

2, この会で提案される議案は、事務局と現地事務局が話し合ってから
ていあん
提案されます。

3, 事務局または現地事務局は、会議の記録をとります。

だい じょう ぎけつ
第 7 条 (議決)

1, この会では、次にあげる人が議決権をもつことができます。

ぜんこく かく えら めい
(1) 全国の各ブロックから選ばれた2名

たいかいじっこういいんかい やくいん
(2) 大会実行委員会の役員

(3) ピープルファーストジャパンの全 国委員
ぜんこくいいん

2, ブロックの代 表として議決権をもつ人は、この会の年度のはじめに
き
決めて、その年度を通じて、代 表をつとめることとします。
だいひょう

だい じょう かいぎ こうつうひほじょ
第 8 条 (会議 への 交通 費 補助)

1 , この 会 の 議 決 を も つ 人 に た い し て 、 この 会 は 、 次 の よ う な
交通 費 の 補 助 を 行 い ま す 。

(1) ブ ロ ッ ク の 代 表 、 実 行 委 員 会 役 員 、 ピ ー プ ル フ ェ ー ス ト ジ
ャ パ ン 全 国 委 員 と し て 3 回 以 上 、 会 議 に 出 席 し た 人

(2) 対 象 と な る 費 用 は 、 会 議 場 所 ま で の 一 人 分 の 往 復 の 交 通 費 と し ま す 。

(3) 補 助 は 、 大 会 終 了 後 に 支 払 う こ と と し ま す 。

(4) 原 則 と し て 、 対 象 と な る 費 用 を 全 額 補 助 す る こ と と し ま す が 、
そ の 年 度 の 収 支 の 状 況 に よ っ て は 、 全 国 実 行 委 員 会 の 同 意
を 得 た 後 、 補 助 の 割 合 を 変 更 す る こ と が で き ま す 。

だい じょう かいけい
第 9 条 (会 計)

1 , この 会 の 経 費 は 、 大 会 参 加 者 か ら の 参 加 費 、 自 治 体 ・ 民 間 団 体 か ら の
助 成 金 、 そ の 他 の 収 入 を も っ て 、 運 営 し ま す 。

2 , この 会 の 会 計 は 事 務 局 が 行 い ま す 。

3 , この 会 の 会 計 年 度 は 、 大 会 の 第 1 回 目 の 実 行 委 員 会 か ら 、 次 の 大 会 の
第 1 回 目 の 実 行 委 員 会 の 前 日 ま で と し ま す 。

4 , 事 務 局 は 、 そ の 年 の 大 会 の 会 計 決 算 後 、 繰 越 金 の 扱 い に
つ い て は 、 次 の 大 会 の 現 地 事 務 局 と 話 し 合 っ て 、 大 会 を 準 備 し て
い く 上 で 必 要 と す る 経 費 の 一 部 を 渡 す こ と と し ま す 。

だい じょう そのた
第 10 条 (そ の 他)

1 , この 会 の 会 則 に 定 め な い こ と で 、 必 要 な こ と は 別 に 決 め る こ と が
で き ま す 。

(附 則)

この 会 の 会 則 は 、 2 0 0 5 年 7 月 1 1 日 より 施 行 し ま す 。